

ネット定期預金規定の新旧対照表

次表のとおり改正する（下線部が変更箇所）。

旧	新
PayPay 銀行株式会社（以下「当社」という。）とネット定期預金取引（以下「本預金取引」という。）を行う場合は、下記条項の他、預金口座取引一般規定、その他別途定める各取引規定についても確認し、同意したものとして取り扱います。 第 1 条 ネット定期預金取引 1. 本預金取引が行えるお客さまは当社に<u>普通預金口座、BUSINESS ACCOUNT 口座、SOHO ACCOUNT 口座</u>（以下、「普通預金口座等」といいます。）をお持ちの方に限らせていただきます。 2. （略） 第 4 条 預金利息 1. 本預金取引の利息は預入期間および預入日（継続の場合は最終の継続日）時点で決定された利率（以下、「約定利率」という。）によって計算します。なお利息は 6 ヶ月複利の方法により計算します。 2. （略） 第 5 条 期限前解約 当社がやむをえないものと認めて本預金取引を満期到来前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続の場合は最終の継続日）から解約日の前日までの期間に応じて満期到来前に解約した場合に適用される次の利率（以下、「期限前解約利率」という。）によって計算し、預金元本とともに支払います。 1. ～4. （略） ※1～※2 （略） ※3：預入日から解約日前日までの日数について、付利単位を 1 円とし、1 年を 365	PayPay 銀行株式会社（以下「当社」といいます。）とネット定期預金取引（以下「本預金取引」といいます。）を行う場合は、下記条項の他、預金口座取引一般規定、<u>BUSINESS ACCOUNT 規定</u>、その他別途定める各取引規定についても確認し、同意したものとして取り扱います。 第 1 条 ネット定期預金取引 1. 本預金取引が行えるお客さまは、当社に<u>普通預金口座または BUSINESS ACCOUNT 口座</u>（以下、「普通預金口座等」といいます。）をお持ちの方に限らせていただきます。 2. （略） 第 4 条 預金利息 1. 本預金取引の利息は預入期間および預入日（継続の場合は最終の継続日）時点で決定された利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算します。なお利息は 6 ヶ月複利の方法により計算します。 2. （略） 第 5 条 期限前解約 当社がやむをえないものと認めて本預金取引を満期到来前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続の場合は最終の継続日）から解約日の前日までの期間に応じて満期到来前に解約した場合に適用される次の利率（以下、「期限前解約利率」といいます。）によって計算し、預金元本とともに支払います。 1. ～4. （略） ※1～※2 （略） ※3：預入日から解約日前日までの日数について、付利単位を 1 円とし、1 年を 365

旧	新
日とする日割計算で半年<u>毎</u>の複利計算をしています（適用利率は、上記で計算される利率の小数点第 4 位以下を切り捨てます）。	日とする日割計算で半年<u>ご</u>との複利計算をしています（適用利率は、上記で計算される利率の小数点第 4 位以下を切り捨てます）。
第 6 条 預金保険事故発生時におけるお客さまからの相殺 1. （略） 2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。 ア) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当社に提出してください。ただし、本預金取引で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。 イ) 前号ア) の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。 ウ) 前号ア) による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 3～4. （略）	第 6 条 預金保険事故発生時におけるお客さまからの相殺 1. （略） 2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。 （1）相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、直ちに当社に提出してください。ただし、本預金取引で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。 （2）前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。 （3）第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。 3～4. （略）
第 7 条 休眠預金等活用法に係る取り扱い 1. 休眠預金等活用法に係る異動事由 当社は、本預金取引について民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづき取り扱う異動事由を、当社インターネットホームページに掲示いたします。 2. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等 （1）本預金取引について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 （ア）当社インターネットホームページに掲げる異動が最後にあった日 （イ）将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものに	第 7 条 休眠預金等活用法に係る取り扱い 1. 休眠預金等活用法に係る異動事由 当社は、本預金取引について民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき取り扱う異動事由を、当社インターネットホームページに掲示いたします。 2. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等 （1）本預金取引について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。 ア 当社インターネットホームページに掲げる異動が最後にあった日 イ 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについ

旧	新
については、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 <u>ウ</u> 当社が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 ヶ月を経過した場合（1 ヶ月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります <u>エ</u> 本預金取引が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 前項 <u>(1)</u> の <u>(イ)</u> において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の <u>(ア) ～ (エ)</u> に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該 <u>(ア) ～ (エ)</u> に掲げる事由に応じ、当該 <u>(ア) ～ (エ)</u> に定める日とします。 <u>ア</u> 預入期間、計算期間または償還日の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日） <u>イ</u> 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、本預金取引について支払いが停止されたこと 当該支払停止が解除された日 ただし、2018 年 8 月 23 日以降のものに限ります。 <u>ウ</u> 本預金取引について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続きが終了した日 <u>エ</u> ネット定期預金と一体となる他の預金について、上記 <u>(ア) ～ (ウ)</u> に掲げる事由が生じたこと 当該他の預金に係る最終異動日等 3. ～4. （略） 以上 【2024 年 10 月 10 日】	ては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日 <u>ウ</u> 当社が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 ヶ月を経過した場合（1 ヶ月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります <u>エ</u> 本預金取引が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日 (2) 前号の<u>イ</u>において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の <u>ア～エ</u> に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該 <u>ア～エ</u> に掲げる事由に応じ、当該 <u>ア～エ</u> に定める日とします。 <u>ア</u> 預入期間、計算期間または償還日の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日） <u>イ</u> 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、本預金取引について支払いが停止されたこと 当該支払停止が解除された日 ただし、2018 年 8 月 23 日以降のものに限ります。 <u>ウ</u> 本預金取引について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続きが終了した日 <u>エ</u> ネット定期預金と一体となる他の預金について、上記 <u>ア～ウ</u> に掲げる事由が生じたこと 当該他の預金に係る最終異動日等 3. ～4. （略） 以上 【2025 年 4 月 10 日】

施行日：2025 年 4 月 10 日